

波佐見町総合文化会館(ウェイブホール)

利用のご案内

利用の予約

大ホールは利用日の12カ月前から14日前まで、その他の施設は3カ月前から7日前まで、それぞれ総合文化会館事務室で受け付けます。

希望する日時や使用目的、人数、使用施設等を使用許可申請書に記入してください。

なお、電話での予約はできません。

利用時間、休館日

利用時間は午前9時から午後10時までです。

休館日は、大ホールが「毎週月曜日（月曜日が国民の祝日にあたるときはその翌日）」で、その他の施設が「日曜日」と「国民の祝日」です。

また、「年末年始（12月28日から1月3日まで）」は、すべての施設が休館です。

使用料

使用料は、一般利用の場合の基本料金と、入場料を徴収したり営業・宣伝目的の場合の割増料金とに分かれています。

なお、音響・照明器具や舞台装置等の付属設備については別途料金が必要です。

（使用料金表をご参照ください。）

施設使用料を納付されないと使用が許可されません。

冷暖房料及び付属設備使用料は、精算払いによりお支払いください。

使用料の減免、還付

使用料は、団体や利用内容等によっては減免することができますので、詳しくは総合文化会館へお問い合わせください。

使用の取り消しをされたい場合は、使用取消届を提出してください。

また、次に掲げる日の前日までに使用の取り消しを申し出た場合は、それぞれの額を還付します。

なお、使用料の還付を受けたい場合は、使用料還付申請書の提出が必要です。

使用日の30日	既納使用料の80%に相当する額
使用日の15日	既納使用料の60%に相当する額
使用日の3日	既納使用料の50%に相当する額

その他

総合文化会館は皆さまの施設です。利用にあたっては、職員と詳しい打ち合わせを行い、利用者の責任においてスムーズな利用・運営を行ってください。

※詳しいおたずねは…

波佐見町総合文化会館
(ウェイブホール)

TEL 0956-85-2034
FAX 0956-26-7090

波佐見町総合文化会館使用料

(単位：円)

区分	使用区分 名称及び室名		昼 間	夜 間	1 日	冷暖房費 (1時間)
			1 時間	1 時間		
基 本 使 用 料	大 ホール (ロビーホワイエも含む)	平 日	3,000	4,500	36,000	2,000
		土・日・休日	3,600	5,400	43,000	
	小 ホール (ロビーホワイエも含む)	平 日	1,300	2,000	16,000	300
		土・日・休日	1,600	2,400	19,000	
		ロビーホワイエ	1,300	2,000	16,000	300
		楽屋 1 (和 室)	300	400	3,600	200
		楽屋 2 (洋 室)	300	400	3,600	200
		調 理 実 習 室	500	600	6,000	200
		研 修 室 1	300	400	3,600	200
		研 修 室 2	300	400	3,600	200
		研 修 室 3	300	400	3,600	200
		研 修 室 4	300	400	3,600	200
		ク ラ フ ト ル ー ム	300	400	3,600	200
		情 報 学 習 室	300	400	3,600	200
		和 室 1	300	400	3,600	200
	和 室 2	300	400	3,600	200	
	和 室 3	300	400	3,600	200	
割 増 等 使 用 料	<p>1. 使用者が、入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、次の各号に定める割合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。</p> <p>(1) 500円未満 3割</p> <p>(2) 500円以上1,000円未満 5割</p> <p>(3) 1,000円以上2,000円未満 8割</p> <p>(4) 2,000円以上 10割</p> <p>2. 入場料を徴収しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、この表に掲げる使用料の10割を加算した額。</p> <p>3. 使用目的の練習、準備等のために舞台のみを使用する場合は、基本使用料の3割に相当する額。</p> <p>4. その他特別に使用する場合は、協議の上決定する。</p>					
備 考	<p>1. 昼間とは9時から18時まで、夜間とは18時から22時まで、1日とは9時から22時までとする。</p> <p>なお、30分以上は1時間とみなす。</p> <p>2. 楽屋使用は、大ホール及び小ホール使用に関連のある場合に限る。</p> <p>3. 付属設備等を使用する者は「波佐見町総合文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則」で定める使用料を含めて納入しなければならない。</p>					